

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

ポートキー
36号3階
郵便番号: 049825
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

北京外資系独資会社事業範囲変更の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書で紹介される外資系独資会社とは、中国の「会社法」及びその他の関連法律法規に基づき、構成・設立され、一つ又は複数の外国会社又は個人に100%所有される有限責任会社を指します。有限責任会社は、外国投資者が中国大陸における投資・経営活動を行う最も多く利用される投資形態です。

概要

本見積書は、北京において設立され、且つその事業範囲に特別な免許・許可(事前承認又は事後承認)が必要となる業務が含まれない外資系独資会社(有限責任会社)のみに適用されます。

当事務所は、北京外資系独資会社の事業範囲変更の手続きを行う費用は10,000人民元です。本見積書 [Section 1.1](#) のサービスが含まれていますが、政府規定費用、郵送料及び書類翻訳費用等が含まれていません。当該費用は本見積書 [Section 1](#) 及び添付表 1 をご覧ください。

北京外資系独資会社の事業範囲変更手続きを行う際に、クライアント様はその追加する事業範囲の説明、設立証書(日本の登記簿謄本に相当する)及び印鑑等を提供する必要があります。具体的には本見積書 [Section 3](#) をご覧ください。変更後の事業範囲は北京市関係部門に批准される必要があります。

一般的に、北京外資系独資会社の事業範囲変更登記手続きを完了させる時間は、約5~7週間です。前述の所要時間は、変更登記に必要な書類を受け取った日から計算されます。具体的には本見積書 [Section 4](#) をご覧ください。

北京外資系独資会社の経營業務に免許・許可の別途申請が必要な場合には、当事務所はサービス費用を調整する可能性があり、変更所要時間も相応に延長されます。詳細は当事務所の専門コンサルタントにお問い合わせください。

一. 事業範囲変更サービス費用

1. サービス範囲と費用

当事務所は北京外資系独資会社の事業範囲変更の手続きを行う費用は 10,000 人民元です。具体的には以下の通りです。

- (1) 変更登記書類一式の作成
- (2) 工商局への変更登記
- (3) 外商投資企業変更届出
- (4) 税務局への変更登記
- (5) 直接投資外貨変更登記
- (6) 銀行基本口座と資本金口座登記情報の変更

北京会社が従事する業務には関係部門による別途の事前承認又は事後承認が必要な場合、その関連費用は実際の状況によって別途請求となります。

2. 行政費用

上記のサービス費用には政府部門の行政費用が含まれていません。政府行政費用は約 1,500 人民元です。

3. 翻訳費用

本見積書 [Section 1.1](#) のサービス費用には書類の翻訳サービスが含まれていません。クライアント様が提供した書類を中国語に翻訳する必要がある場合、又は参考用としての申請書類の英語版・日本語版を提供する必要がある場合には、当事務所は翻訳サービスを提供できますが、翻訳費用は別途請求となります。

上記各項費用のまとめは、添付表 1 の「[北京外資系独資会社事業範囲変更費用明細表](#)」をご覧ください。

二. 支払条件

注文と全額のサービス費用を受領した後、サービスを提供します。当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。お支払いの手配のために、当事務所は注文確認後に、サービス費用の請求書、送金銀行情報及び支払案内をメールでクライアント様に送付します。

中国大陸の増値税又は台湾の営業税の領収書が必要な場合は、現地税法による税金を別途支払う必要があります。

三. 必要な書類

北京外資系独資会社の事業範囲の変更登記手続きに以下の書類が必要です。

- (1) 経営活動変更の詳細説明
- (2) 営業許可証の正本及び副本
- (3) 会社定款及び定款修正案のコピー
- (4) 銀行口座開設許可証の原本
- (5) 機構信用コード証の原本
- (6) 会社印
- (7) 登記機関が臨時に要求するその他の書類及び資料

備考: 銀行における変更登記を行う際に、その法定代表者の身分証明書類の原本が銀行に照合される必要がありますが、一部の銀行はその法定代表者が自ら銀行に行って変更登記を行うことを要求する可能性があります。具体的には口座開設の銀行の規定に準じます。

四. 変更登記所要時間

一般的に、北京外資系独資会社の事業範囲変更登記の全ての手続きを完了させる時間は、約5～7週間です。具体的には下記のリストをご覧ください。

順番	項目	所要時間 (営業日)
前期準備		
1	経営活動変更の詳細説明	お客様による
2	会社の証明書類及び印鑑	お客様による
3	その他の資料、書類	お客様による
変更登記申請		
4	工商局への変更登記	5-7
5	外商投資企業変更届出	3
6	税務局への変更登記	3
7	直接投資外貨変更登記	7-10
8	銀行基本口座と資本金口座登記情報の変更	7-10
		約 5～7 週間

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

お電話: +852 2341 1444

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 6114 9414, +86 1521 9432 644

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

Skype: kaizencpa

添付表 1 - 北京外資系独資会社事業範囲変更費用明細表

順番	項目	金額 RMB
1	北京外資系独資会社事業範囲変更費用(備考 1)	10,000
2	政府行政費用及びその他の支出(備考 2)	1,500
3	雑費	500
4	書類翻訳費用(オプション)	別途相談
	合計	12,000

備考:

1. 北京外資系独資会社の経營業務に許可・免許(事前承認又は事後承認)の別途申請が必要な場合には、当事務所は代行できますが、費用は別途相談となります。
2. 当該政府規定費用及びその他の支出は予算金額です。政府規定費用及びその他の支出は領収書に基づき実費を請求します。
3. 上記の明細表の第 4 項はオプションのサービスです。クライアント様は自ら行えますが、当事務所に代行を依頼できます。
4. 上記の明細表の費用は税抜きの金額です。中国増値税領収書が必要な場合、別途 5%の税金を請求します。

参考資料:

1. 「中国本土における会社設立サービス」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/50.html>

2. 「北京外資系独資飲食会社設立の手続きと費用」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/299.html>

3. 「企業名称(会社名称)の変更手順」

<http://by-cpa.com/jp/html/news/200910/274.html>